

天保山客船ターミナル整備等 PFI 事業

第 2 回民間事業者対話実施要領

平成 29 年 2 月

大阪市

【 目次 】

1	民間事業者との対話実施について.....	1
(1)	趣旨	1
(2)	事業内容に関する概要（実施方針（案）記載内容の再掲）	1
2	対話の実施方法等	3
(1)	対話内容	3
(2)	申込方法	4

1 民間事業者との第2回対話実施について

(1) 趣旨

大阪市（以下「市」といいます。）は、天保山客船ターミナル施設（以下「新ターミナル施設」といいます。）の再整備、維持管理及び余剰容積を活用した民間事業者による独立採算施設（以下「独立採算施設」といいます。）の整備、維持管理、運営等を一括して民間事業者に委ねる、天保山客船ターミナル整備等 PFI 事業（以下「本事業」といいます。）を行います。（以下「新ターミナル施設」と「独立採算施設」を合わせて「本施設」といいます。）

本事業の円滑かつ有効な実施に向け、平成 28 年 12 月 13 日に公表した実施方針に記載のとおり、本事業を担う事業者の入札公告（平成 29 年度を予定）に先立ち、本事業への参画を検討される民間事業者との第 2 回目の対話の機会を設けます。

つきましては、下記の要領を踏まえ、対話への積極的な参加を求めます。

(2) 事業内容に関する概要（実施方針記載内容の再掲）

① 事業名称

天保山客船ターミナル整備等 PFI 事業

② 公共施設の管理者

大阪市長 吉村 洋文

③ 事業目的

現在の客船ターミナルは、昭和 44 年に貨物上屋として建築され、昭和 58 年に客船ターミナルとして改修されたものですが、老朽化とバリアフリーに対応できていないといった課題を抱えています。

また、大型化するクルーズ客船が入港する際、狭隘なターミナルでは入出国手続きに時間を要することから、クルーズ客船を運航する船会社から、「母港として選ばれるためには、十分なスペースを確保したターミナルが必要不可欠である。」と言われていきます。

大阪都市魅力創造戦略において、クルーズ客船の母港化をめざすことと位置付けられ、母港化に対応した客船ターミナルの整備が急務となっており、民間事業者の創意工夫や資金を活用した施設整備を行うため、客船ターミナルにおける設計・建設、維持管理業務に係る発注手続きを、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号。以下「PFI 法」といいます。）に基づき実施するものです。

④ 事業範囲

本事業は PFI 法に基づき、市と事業契約を締結し、本事業を実施する民間事業者（以下「事業者」といいます。）が、現行ターミナル施設の解体、本施設の設計、施工、工事監理、維持管理、独立採算施設の運営等並びにこれらに付随し、関連する一切の業務を行うもの

とします。

なお、本事業の整備期間中における客船ターミナル機能の継続のための、仮設ターミナル施設の整備・維持管理等については、市の業務範囲とします。

2 対話の実施方法等

(1) 対話内容

本事業は、事業者には、現行ターミナル施設の解体、本施設の設計、施工、工事監理、維持管理、独立採算施設の運営等並びにこれらに付随し、関連する一切の業務の実施を求めるものであり、本事業の実現に向けては、本市と民間事業者との間で適切なパートナーシップを構築していくことが重要と考えます。

そのため、平成 28 年 10 月に実施した第 1 回の対話に引き続き、本事業への参画を検討する民間事業者から、事業参画に向けて想定される課題や事業条件、リスク認識などについてご意見をいただき、本入札公告の際の参考とさせていただくことを念頭に、本対話を実施するものです。

特に本市としては、以下のテーマについて、民間事業者の考え等をお聞きしたいと考えております。(以下のテーマ以外についても、ご意見やご提案をいただくことも可能です。)

【想定対話テーマ】

⇒実施方針（平成 28 年 12 月 13 日公表）及び特定事業の選定結果（平成 29 年 1 月 19 日公表）の内容を中心にご意見を伺いたいと考えています。

① 事業スキーム

- 留意すべきリスクとその対策について
 - ・事業期間中の PFI 事業の実施に係るリスクについて
 - ・事業期間中の民間収益事業の運営に係るリスクについて
 - ・事業期間終了後の民間収益施設の取扱いについて
- 維持管理期間を 30 年とすることについて
- 割賦期間を 20 年とすることについて

② 独立採算施設

- 導入が想定される機能について（特に、現状の市場環境の認識等）
- 施設ボリュームについて
- 事業用定期借地権設定契約に基づく賃貸料について（独立採算施設の規模と賃貸料の関係について）

③ その他、本事業の実現に向けて想定される課題及び対応策について

- 事業者選定方法について（評価項目、ウェイト 等）
- その他、事業参画上の課題について

(2) 申込方法

事業者対話の日時、開催場所、申し込み方法は次のとおりです。

- 開催日時： 平成 29 年 2 月下旬～3 月 31 日
5 ページ「留意事項①」に示す日程を目安として、個別に調整します。
- 対象者： 本事業への参画を検討している事業者
- 開催場所： 大阪市港湾局（予定）

- 申込方法： 本資料に添付している第 2 回事前対話申込書を大阪市ホームページからダウンロードし、必要な事項を記載の上、平成 29 年 3 月 17 日（金）までに、以下に示すメールアドレスへ電子メール（ファイル添付）にて申込みをしてください。なお、電子メールによる提出の際、件名に「第 2 回事前対話申込書」と表記してください。本市は電子メール受信後に、着信確認が完了したことを当該電子メールあてに返信致します。万一、事業者対話要領に記載の申し込み期限までに返信がない場合、以下に示す担当者までご連絡ください。
申込受付の後、本市から申込書に記載いただいたご担当者へ連絡を行い、実施日程等について調整します。
- 申込先 大阪市港湾局計画整備部振興課
住所：〒559-0034
大阪市住之江区南港北 2 丁目 1-10 ATC ITM 棟 10 階
TEL：(06)6615-7766
Eメール：na0004@city.osaka.lg.jp
担当者：小林
- 資料： 上記の事前対話申込書の提出にあわせて、前記【想定対話テーマ】等を踏まえて、対話を希望される事項及び本事業に係る提案等を簡潔にまとめた資料（PDF ファイル等。記入様式は任意とします。）をご提出ください。
なお、本資料の提出はできるだけ事前に行っていただきたく考えますが、場合によっては当日持参でも構いません。
- 質疑回答： 事業者対話の内容は基本的に公表しませんが、事業者募集にあたって公表すべきと考えられる事項については、事前対話を行った事業者の了解を得た上で公表することがあります。

- 留意事項 : ①対話の実施日程（目安）について
申込を受付けた時期により、対話の実施日程（目安）を以下のとおりとさせていただきます。
- 2月17日（金）までに受け付けたもの・・・3月上旬の対話
 - 3月3日（金）までに受け付けたもの・・・3月中旬の対話
 - 3月6日（月）以降に受け付けたもの・・・3月下旬の対話
- ②本市が提示した対話内容に係る後日回答について
対話時に、本市から提示する「留意すべきリスクとその対策」については、対話終了後に改めてご意見をいただくことを想定しています。